

この書面は **卒FIT 買取事業者連絡会** がお住まいのエリアの電力会社へ送付を委託し、皆様へお届けしています

経済産業省からのお知らせ

電力・ガス取引監視等委員会 取引制度企画室
(制度設計専門会合事務局)

2019年7月31日に国の審議会（経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 第40回制度設計専門会合）において、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）にもとづく買取期間満了を迎えるお客様の売電先の選択機会の拡大や競争活性化に資する取組みとして、一部の小売電気事業者（新電力）より、お住まいのエリア、または発電設備が設置されているエリアの電力会社からの買取期間満了の通知とあわせて、様々な売電先情報を提供することが提案されました。本書面の送付は、同提案に基づき、お住まいのエリアの電力会社のご協力のもと、実施いただいているものです。お客様各位の売電先検討の一助にさせていただきますと幸いです。

■ 本書面には、卒FIT 買取事業者連絡会に所属する小売電気事業者（以下、売電先候補）の買取プランのみを掲載しております。買取プランの詳細等については売電先候補各社へ直接お問い合わせください。また、本書面に掲載している売電先候補以外への売電を検討される場合は、特設サイト等をご覧ください、当該小売電気事業者へ直接お問い合わせください。

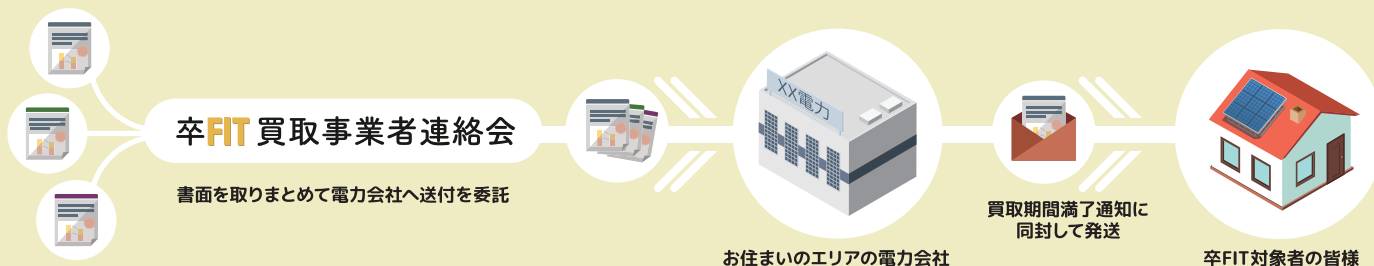
■ 本書面の発送にあたっては、お住まいのエリアの電力会社が発送する買取期間満了通知に売電先候補の各社買取プランを同封する形で実施しています。

電力会社から経済産業省、卒FIT 買取事業者連絡会および売電先候補各社に対して、お客様の個人情報は提供していません。



卒FIT 買取事業者連絡会とは

卒FIT対象者の皆様へ、ご選択頂ける買取プラン・サービス等を広くお伝えするため、小売電気事業者により2019年10月に設立された任意団体です。連絡会で定めたルールに則って、お住まいのエリアの電力会社に本書面の送付を委託しております。



卒FIT 買取事業者連絡会の詳細および各社の買取プラン詳細についてのお問合せは以下をご覧ください

卒FIT 買取事業者連絡会について

ホームページ

<https://after-solar.fit/>

コールセンター

0120-062-332

受付時間：平日 9:00～18:00（土・日・祝日、年末年始は除きます）

各社の買取プラン詳細について

各社の掲載欄に記載されているお問合せ先までお問合せください

■ 本書面はあくまでもご選択頂ける買取プラン・サービス等をご紹介するものであり、掲載サービスを推薦、あるいは買取金額を保証するものではありません。実際のお申込・ご契約に関しては、十分にご検討のうえ各社とのお手続きをお願いいたします。

FIT 制度にもとづく買取期間満了の詳細等について

資源エネルギー庁の特設サイト「どうする?ソーラー」をご覧ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/

住宅用太陽光設備の買取期間満了に関する情報サイト

どうする?ソーラー



北ガスの 太陽光電力買取は

11

卒FIT後の
売電先は
北ガスにお任せ!

円/kWh



⇒ Point 1 ⇐

手数料・解約金は
いただきません*。



⇒ Point 2 ⇐

複雑な契約条件なし!

- 北海道全域* で買取可能
- 北ガスの電気やガスを使っていなくてもOK!



*離島を除きます。

詳細、お申し込みはWebで!



お申し込みは
とってもカンタン!
ぜひ、この機会に!

北ガス 太陽光

検索



＼ QRコードはコチラ ＼



お電話でのお申込

北ガスお客さまセンター

 0570-008800

【受付時間】 平日9:00~19:00 / 土・日・祝日9:00~17:00

*固定電話からかけた場合、ナビダイヤルは道内どこからかけても市内通話料金のみでご利用いただけます。

*一部のIP電話・海外からのご利用など、ナビダイヤルをご利用になれない場合、または携帯電話の無料通話サービスをご利用の方は011-792-8110までおかけください。
(通話料金の詳細は北ガスホームページをご確認ください。)

【買取について】

*買取単価は、非化石価値および消費税等相当額(10%)を含みます。

*当社とガスや電気のご契約がないお客さまからの買取も行います。

*買取単価は、お客さまへ事前告知のうえ、変更となる場合がございます。

*発電出力10kW未満の太陽光発電設備が対象です。

【手数料・解約金について】

*当社とのご契約に伴い、費用は発生いたしません。 ※スマートメーターが設置されていない場合は、北海道電力がスマートメーターへの取り替えを行います。なお、お客さまのご希望によりメーター設備の位置変更・撤去等を行うときは、費用負担が発生する場合がございます。 ※「現在ご契約の電力会社」に支払う解約手数料が発生する場合がございます。